

○国土交通省告示第七七七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百四十七条の三の規定に基づき、航空法施行規則第百九十二条の二第一項各号に掲げる航行を行う航空機に装備しなければならない装置及びその数量を定める告示を次のように定める。

平成十七年八月四日

国土交通大臣 北側 一雄

航空法施行規則第百九十二条の二第一項各号に掲げる航行を行う航空機に装備しなければならない装置及びその数量を定める告示

航空法施行規則第百九十二条の二第一項各号に掲げる航行を行う航空機に装備しなければならない装置及び数量は、次の表に掲げる特別な方式による航行の種類ごとに同表に定めるとおりとする。

特別な方式による航行の種類	装備しなければならない装置	数量
他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行	独立した二系統の高度測定システム	一
	高度を応答する機能を有する航空交通管制用自動応答装置	一
	高度監視警報システム	一
	自動高度制御システム	一
	ローカライザ受信装置	二
カテゴリ一二航行	グライドスロープ受信装置	二
	マーカー受信装置	一
	次のイ又はロのいずれかに掲げる装置 イ 進入復行の姿勢指示が可能な独立した二系統のフライトディレクター	一（ロに掲げる装置
	ロ 表示器二個を備えた進入復行の姿勢指	にあつ

	示が可能なフライトディレクター及び ILS 進入が行える自動操縦装置（以下「自動操縦装置」という。）	ては、各一）
	ILS 進入において航空機の姿勢及び偏位を示す計器の故障を検知する警報装置（当該計器が故障警報機能を有する場合を除く。）	一
	自動出力制御装置（自動操縦装置を装備している場合を除く。）	一
	電波高度計（利用しようとする ILS のインナーマーカーが利用できる場合を除く。）	一
	降水状態において前方視界を保つための装置	一
カテゴリ一三 A 航行	ローカライザー受信装置	二
	グライドスロープ受信装置	二
	電波高度計	二
	進入復行指示装置	一
	自動出力制御装置	一
	次のイ又はロのいずれかに掲げる装置 イ フェールパッシブ着陸装置及び当該装置の故障を検知する警報装置 ロ フェールオペレーション着陸装置及び当該装置の故障を検知する警報装置	各一
カテゴリ一三 B 航行	ローカライザー受信装置	二
	グライドスロープ受信装置	二
	電波高度計	二
	進入復行指示装置	一

	自動出力制御装置	一
	フェールオペレーション着陸装置及び当該装置の故障を検知する警報装置	各一
	フェールパッシブ着陸滑走制御装置又はフェールオペレーション着陸滑走制御装置	一
	進入から着陸滑走までにおける経路からの逸脱を検知する警報装置	一
	減速停止性能監視装置又は自動制動装置	一
許容される航法精度が指定された経路又は空域における広域航法による飛行	次に掲げる装置のうち、その飛行に係る飛行の経路又は空域に応じ、当該飛行の経路又は空域について指定された許容される航法精度を維持することが可能となるものを含む広域航法システム イ VOR受信装置 ロ 機上DME装置 ハ 衛星航法装置 ニ 慣性航法装置	一（国土交通大臣が指定する飛行にあっては、二）

## 附 則

この告示は、平成十七年九月三十日から施行する。

附 則（平成十九年国土交通省告示第八〇一号）

この告示は、平成十九年九月二十七日から施行する。